

亀山市産業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第6号

亀山市産業振興条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市産業振興条例施行規則（平成17年亀山市規則86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）」を「日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「又は同項第2号の奨励措置を講じられた事業者」を削り、同項を同条第3項とする。

第10条第1項中「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同条第2項中「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「様式第11号」を「様式第13号」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第8号」に、「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「奨励金交付申請書（様式第4号）」を「条例第6条第1項第1号の企業立地奨励金の交付を受けようとする指定事業者にとっては企業立地奨励金交付申請書（様式第4号）により、同項第2号の雇用促進奨励金の交付を受けようとする指定事業者に

あつては雇用促進奨励金交付申請書（様式第5号）」に改め、同条第2項中「奨励金交付決定通知書（様式第5号）」を「企業立地奨励金交付決定通知書（様式第6号）又は雇用促進奨励金交付決定通知書（様式第7号）」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（雇用促進奨励金の対象要件）

第5条 条例別表雇用促進奨励金の項の規則で定める日は、条例第8条第1項の規定による申請の日の30日前とする。

様式第1号中「条例別表 の項該当。」及び「10 設備投資等の計画が分る書類（条例別表3の項括弧書に該当する事業者に

「11 「10

限る。）」を削り、12 を 11 に、「第3条第2項第1号」

13」 12」

を「第3条第2項各号」に改め、「（生年月日

）」を削る。

様式第2号中「 条例別表 の項に該当」を削り、「5年間」を「10年間」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号(第6条関係)

企業立地奨励金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

企業立地奨励金の交付を受けたいので、亀山市産業振興条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号			
交 付 申 請 額	円 (の10,000円未満を切捨て)		
交 付 申 請 額 の 算 出 基 礎 (課 税 年 度) 年度	奨励措置指定施設に係る固定資産税相当額	土 地	円
		家 屋	円
		償 却 資 産	円
		合 計	円
	奨励金算出額 (×50 / 100 (限度額1億円))		円
奨励措置指定施設に係る土地取得価額相当額	土地取得価額	円	
	奨励金算出額 (×25 / 100 × 1 / 3 (限度額1億円))	円	
企業立地奨励金の交付申請額 (又は のいずれかの額)		円	

(添付書類)

- 1 奨励措置指定施設に係る固定資産の明細書 (名寄帳、償却資産評価調書その他明細書)
- 2 固定資産税の納税証明書
- 3 条例第5条の規定に係る実施状況等が分かる書類
- 4 現状の新規雇用者等の数が分かる書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第6条関係)

雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

雇用促進奨励金の交付を受けたいので、亀山市産業振興条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号		
交 付 申 請 額		円
操 業 開 始 日		
交 付 申 請 額 の 算 出 基 礎	交 付 対 象 従 業 員 数	人
	奨 励 金 算 出 額 (× 300,000円 (限 度 額 3,000万円))	円

(添 付 書 類)

- 1 対象となる従業員の名簿
- 2 対象となる従業員の雇用を証する書類
- 3 対象となる従業員の住民票の写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 13 号中「第 10 条関係」を「第 11 条関係」に改め、同様式を様式第 15 号とする。

様式第 12 号中「第 10 条関係」を「第 11 条関係」に改め、同様式を様式第 14 号とする。

様式第 11 号中「第 9 条関係」を「第 10 条関係」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

様式第 10 号中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 9 号中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に改め、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 8 号中「第 7 条関係」を「第 8 条関係」に改め、同様式を様式第 10 号とする。

様式第 7 号中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 6 号中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に、「奨励金交付申請書」を「企業立地奨励金交付申請書・雇用促進奨励金申請書」に、

「 奨励金交付申請書（申請日 年 月 日）」を 「 企業
雇用
立地奨励金交付申請書（申請日 年 月 日）
促進奨励金交付申請書（申請日 年 月 日）」 に改め、同
様式を様式第 8 号とする。

様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第6号(第6条関係)

企業立地奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市長



年 月 日付けで申請のありました企業立地奨励金の交付について、亀山市産業振興条例第8条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

指 定 番 号			
区 分	初年度	第2年度	第3年度
交 付 決 定 額	円 (の10,000円未満を切捨て)		
交 付 決 定 額 の 算 出 基 礎 (課 税 年 度) 年度	奨励措置指定施設に係る固定資産税相当額	土 地	円
		家 屋	円
		償 却 資 産	円
		合 計	円
		奨 励 金 算 出 額 (×50 / 100 (限度額1億円))	円
	奨励措置指定施設に係る土地取得価額相当額	土 地 取 得 価 額	円
		奨 励 金 算 出 額 (×25 / 100 × 1 / 3 (限度額1億円))	円
	企 業 立 地 奨 励 金 算 出 額 (又 は の ใ づ れ か の 額)		円
交 付 の 条 件	1 亀山市産業振興条例及び亀山市産業振興条例施行規則の規定を遵守すること。 2 この奨励金の交付に係る関係書類は、奨励金交付完了後10年間保存すること。		

様式第7号(第6条関係)

雇用促進奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市長



雇用促進奨励金の交付を受けたいので、亀山市産業振興条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 番 号		
交 付 決 定 額	円	
交 付 決 定 額 の 算 出 基 礎	交 付 対 象 従 業 員 数	人
	奨 励 金 算 出 額 (× 300,000円(限 度 額 3,000万円))	円
交 付 の 条 件	1 亀山市産業振興条例及び亀山市産業振興条例施行規則の規定を遵守すること。 2 この奨励金の交付に係る関係書類は、奨励金交付完了後5年間保存すること。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の亀山市産業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請を受理した奨励措置指定事業者の指定に係る奨励措置について適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。